

日本年金機構からのお知らせ

平成23年9月号

◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

被扶養者に該当しなくなった方の届出はお済みですか

就職や一定の収入を超えた場合など、健康保険の被扶養者に該当しなくなったときは、被保険者は事業主の確認等を経て「健康保険被扶養者（異動）届」をその都度管轄の年金事務所に提出してください。なお、**健康保険被保険者証（家族）等**を必ず添付してください。

また、「健康保険被扶養者（異動）届」の届出もれのうち、特に「就職したが届出をしていなかった」ことが原因で、被保険者となっているにもかかわらず、一方で被扶養者のままで二重加入となっていることが多く見受けられるためご注意ください。

<被扶養者に該当しなくなるとき>

- ① 健康保険、船員保険の被保険者または共済組合、国保組合等の組合員になったとき
- ② 被扶養者の※年間収入が130万円以上（給与収入等がある場合、月額108,334円以上、雇用保険等の受給者である場合については、月額3,612円以上）、60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害のある方の場合は、年間収入が180万円以上になったとき
- ③ 同居の場合は被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の半分以上になったとき、別居の場合は被扶養者の年間収入が被保険者の仕送り額を超えたとき
- ④ 婚姻等により他の被保険者に扶養されるようになったとき、または離婚したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき など

※ 年間収入とは、過去における収入ではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。

東日本大震災の復興事業等に従事した場合の特例措置

今年の算定基礎届はすでに提出済とは存じますが、東日本大震災の復興事業等に従事したため、報酬が一時的に変動（増加した後で減少）した場合の新たな特例措置が、平成23年7月28日に示されたので、**対象者となる被保険者がいる場合には、再度、お手続きをお願いします。**

東日本大震災の復興業務等に従事したことにより報酬が一時的に変動（増加した後で減少）した場合に限って、以下のイ）とロ）の間に2等級以上の差が生じた場合は、以下のロ）の方法で算定することができます。

イ）平成23年4月～6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額

ロ）平成22年7月～平成23年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額

CD・DVDで届書の提出が可能となります

現在、健康保険・厚生年金保険の適用関係の手続については、紙による提出のほかFD・MOで提出いただくことが可能ですが、**平成23年12月**から新たにCD・DVDによる提出が可能となります。

大量の届書を1枚のCD等で提出が可能となり、利便性の向上や事務の省力化につながるなどのメリットがありますので、是非ご活用ください。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。（<http://www.nenkin.go.jp/>）

「日本年金機構からのお知らせ」は、日本年金機構ホームページからもご覧いただくことができます。（<http://www.nenkin.go.jp/main/employer/index10.html>）

インターネットサービス「ねんきんネット」では、いつでも最新の年金記録が確認できます。今後も年金額の試算など新たなサービスを追加していく予定です。ぜひご登録ください。

詳しくは、「ねんきんネット」で検索 http://www.nenkin.go.jp/n_net/